



「令和4年度 FH 運営マネジメント研修【オンライン】」Q&A

重要 お詫びと訂正 R5.3.3 追記 研修委員会

令和4年11月21日～12月5日にかけて開催された、「令和4年度 FH 運営マネジメント研修【オンライン】」に関する質問事項に対して回答が届きましたので、掲載しています。

お詫びと訂正 R5.3.3 追記

ファミリーホーム除雪費について、対象地域を豪雪地帯と表記をしておりましたが、正しくは**特別豪雪地帯が対象**となります。内容に一部誤りがございました。お詫びして訂正いたします。情報提供をいただきました会員の皆様、この場をお借りしてお礼申し上げます。

次ページに正誤、「除雪費」の詳細を掲載しておりますので、お手数をおかけいたしますが、改めてのご確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

Q:研修Ⅱの先生へ

私の妻は、一時保護できた児童に自由にさせるのが良いという方針です。それで、児童は、一日中ゲームをしたり、タブレットで YouTube を見たりして自由に過ごしています。私は、それはどうかと思います。時間を決めるなり、少しのルールは必要ではないかと思っています。先生のご意見をお伺いしたいです。

【回答】

一時保護には状態も、年齢も様々な子が来ます。一時保護を依頼される期間も違います。そのため、どの子どもも同じ対応ではないはず。児童相談所担当者に生活について助言をうけてください。ものすごく不安定な状況下の保護の場合、自由に過ごす（ことで恐怖を忘れる、イライラを抑える、外出できないストレスを紛らわす）ことも必要かもしれません。一方、次に行くところが施設（空きまち）や里親の場合、少なくとも生活リズムは守る方がよいでしょう。

幼児や低学年であれば、急性斜視になる可能性もあります。万一出れば手術を強いられます。気の毒な目にあったから自由にくつろいでもらうことが必要な子ども、そうでない子どもいる、ということになります。

発達障害の一部の子は、自由に SNS を使う時間がその後の SNS 依存を招く可能性もありますが、その責任は取れません。里親が決めるのではなく「当該児とも話し合い、使用ルールを決める」方法を、養育者間で一致させてください。

正

Q:ファミリーホーム除雪費について

【回答】

ファミリーホームは、国土交通省が定める**特別豪雪地帯**において除雪費が支払われます。除雪費加算分保護単価は、措置児童1人当たり6,100円が年に一度加算となります。**特別豪雪地帯の地域**(※)指定については、国土交通省のホームページまたは、所管課、児童相談所にお尋ねください。

※資料の枚数が多いのでレターには掲載できませんが、日本FH協議会のホームページ、レター137号のページに参考までに全国の豪雪地帯一覧を掲載しています。あくまでも参考となりますので、**特別豪雪地帯**の対象地域に該当するのか、詳細等は地域の所管課にご確認ください。

誤

Q:ファミリーホーム除雪費について

【回答】

ファミリーホームは、国土交通省が定める豪雪地帯において除雪費が支払われます。除雪費加算分保護単価は、措置児童1人当たり6,100円が年に一度加算となります。豪雪地帯の地域(※)指定については、国土交通省のホームページまたは、所管課、児童相談所にお尋ねください。

※資料の枚数が多いのでレターには掲載できませんが、日本FH協議会のホームページ、レター137号のページに参考までに全国の豪雪地帯一覧を掲載しています。あくまでも参考となりますので、対象地域に該当するのか、詳細等は地域の所管課にご確認ください。

14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分 保護単価の(31)除雪費加算分保護単価
-------	---	--

豪雪地帯対策特別措置法 第2条 第2項

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。



特別豪雪地帯が対象